

ＪＲ東海労による新たな損害賠償請求不当裁判、完全勝利を受けて

6月15日、東京地方裁判所において、ＪＲ東海労による新たな不当損害賠償請求裁判の判決が言い渡され、「原告の請求をいずれも棄却する。訴訟費用は原告の負担とする。」と、当然ながら我々ＪＲ東海ユニオンの完全勝利判決が下された。

この裁判の発端は昨年5月、我々の主張が大きく認められた内容で和解が成立した「東京運輸所分会不当裁判」にさかのぼる。

前訴「東京運輸所分会不当裁判」は、1999年に伊那松島においてＪＲ東海労、ＪＲ総連らが口々に汚い言葉を発しデモ行動を行った様子を、東京運輸所分会や新幹線地本が改めて引用し情宣活動を展開したことに対して、ＪＲ東海労が名誉棄損である等として訴えてきたものであった。前訴は一審二審と争い、最終的に我々の全面勝利的内容で和解するという形で終結した。これを受けて、我々は組織情報で和解の成立とその内容を正確に引用・記載し組合員に報告した。これに先んじてＪＲ東海労は、自ら起こした裁判で勝利を断念し、慰謝料や謝罪文の掲出など全ての請求を放棄しておきながら、ＪＲ東海労ニュースにおいて「ユニオンが謝罪」「完全勝利」などと事実を著しく偽る情宣活動を展開した。

そのうえ、ＪＲ東海労は自ら虚偽の情報を発信しておきながら、昨年5月23日、ユニオン組織情報に対してあるうことか見解を求める申し入れ書を送付してきた。我々は、ＪＲ東海労の欺瞞性を断じて許さず、また前訴和解経緯（今後、裁判に発展するような事態にならぬよう努める）をも踏まえ、詳細にわたり文書回答をするとともに、ホームページ上ですべて公開してきた。

その後、ＪＲ東海労はこれに対してならん回答することはなかったが、約4ヶ月を経過した昨年9月、突如、我々の組織情報が虚偽の事実を述べるものであり、これによりＪＲ東海労の社会的評価が低下させられたから名誉毀損にあたるとして、再度、慰謝料や謝罪掲示を求めて、この裁判を提訴するという暴挙に出てきたものである。

前訴和解協議において裁判長から「ＪＲという公共輸送機関を担う労働組合は、このような内容で訴訟を行う前に、もっと安全・安定輸送の確保をはじめとしてやるべきことがあるでしょう」と叱責されもした経緯を忘れ、前訴において自ら和解に応じて一旦解決した紛争を蒸し返そうとする、まさに裁判所の指導を無視した許されざる行為であった。我々は、このようなＪＲ東海労の行為を許さず、正義を内外に示すため正面から受けて立ち、この間約9ヶ月にわたり本裁判を闘ってきた。

訴訟開始時点から我々の完全勝利に終わることは火を見るよりも明らかであったが、顧問弁護団の指導のもと万全の体制で取り組み、今日の完全勝利判決に結実した。

判決においては、我々の発した組織情報には和解条項が正確に引用・記載されていることを前提として、これによりＪＲ東海労の社会的評価を低下させることとはならないことを明示したうえで、他の争点について判断するまでもなくＪＲ東海労の請求には理由がないことが明らかであるとして、その請求の全てを斥けている。裁判所は、ＪＲ東海労の裁判闘争目的の狙いをあっさりで見透かし、完膚なきまでに海労の主張を排斥する内容で判断を下したのである。

この間、本裁判の闘いを支えていただいた、組合員・各級役員の皆さんに感謝申し上げます。

ＪＲ東海労は、裁判闘争を通じた組合員の求心力維持に必死だが、他のＪＲ総連傘下の労組と同様、良識を持つ組合員からは疑問・不満の声が湧き上がっている。今こそ、ＪＲ東海労組織の解体、国労も含めた他労組の良識ある組合員の救済に邁進していこう！そして一日でも早く、組合員・家族の幸せのために取り組むＪＲ東海ユニオン運動への総結集を実現しよう！

平成21年6月15日
東海旅客鉄道労働組合
中央執行委員会